

1 趣旨・目的

- 親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、奈良県内で運営されている「こども食堂」のうち、「奈良県安心・安全こども食堂認証」（以下「認証」という。）の取得及び継続に取り組む団体に対し、「こども食堂」の衛生管理等に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 応募団体の資格

- 奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。
 - (1) 代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。
 - (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
 - (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。
 - (4) 認証の申請をしている団体またはすでに認証を受けている団体であること。

3 補助対象となる事業

- 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とします。
 - (1) 幅広く子どもが参加できる「こども食堂」を定期的実施すること。
 - (2) 「子ども食堂における衛生管理のポイント」（平成30年6月28日付厚生労働省通知）を遵守し、食中毒等に注意して食品を扱うこと。
 - (3) デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて、利用者に注意を促すこと。
 - (4) 周囲の環境等に配慮すること。また、食中毒等の安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険等に参加していること。
 - (5) 団体が自ら調理した食事を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置することにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営をすること。
 - (6) 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、子どもや保護者が広く参加できるように広報活動を行うこと。

(7) 県の他事業（「こども食堂」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業、こども食堂等による地域づくり推進事業を除く。）の補助対象となっていないこと。

4 補助の対象期間

○ 補助対象となる経費は、申請を行う「こども食堂」により、下記（i）、（ii）のどちらか該当する期間に支払った経費になります。

(i) 認証の取得をめざす「こども食堂」

令和4年4月1日から補助金の交付申請日までの間に支払った経費

(ii) すでに認証を受け、継続して認証項目を充たすために取り組む「こども食堂」

補助金の交付決定日から令和5年3月31日までの間に支払った経費

5 補助金額等

○ 補助金額

「こども食堂」が、補助対象期間中に補助対象事業を行うために要する経費で、1団体につき、**40,000円**を限度とします。

ただし、奈良県こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額は差し引きます。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

○ 補助対象経費

こども食堂で衛生管理等を行うために必要な経費のうち、下記に定める経費とします。

- ・ 消耗品費（マスク、消毒液、パーティション等衛生管理にかかる物品で取得価格又は評価価格が1万円未満のもの）
- ・ 手数料及び負担金（食品衛生に関する講習会の受講費用）
- ・ 保険料（傷害保険等）

6 応募方法

○ 所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、奈良県こども家庭課まで、可能な限りメールでご提出ください。

メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

(1) 申請期限

「4 補助の対象期間」の(i)、(ii)どちらを選択するかによって交付申請の締め切りが異なります。

(i) の場合

令和5年3月15日まで

ただし、奈良県安心・安全こども食堂認証申請書と同時に提出してください。なお、支払った根拠となるレシート・領収書等も同時に提出してください。

(ii) の場合

令和5年2月28日まで

ただし、認証取得後から申請可能です。

※持参の場合の受付時間は、8時30分～17時00分（土日祝及び12時～13時を除く）

※先着順につき、募集期間内であっても、申込件数が予算に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

※交付申請は、同一の会計年度中に1回限りとします。

(2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を作成し、提出してください。

①補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）

②事業計画書（第2号様式）

③収支予算（決算）書（第3号様式）

④誓約書（第4号様式）

⑤団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

⑥支払の事実が確認できる書類等（補助対象期間が(i)に該当する団体の場合）

※申請書類の様式の電子データは、奈良県こども家庭課のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

※申請書類はお返ししませんので、必ずコピーをとっておいてください。

なお、(ii)に該当する団体の場合、事業の完了の日（補助対象経費の支払いが完了した日）から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに実績報告をしてください。

7 受付・審査方法

○ 受付方法

記入内容に記入漏れがなく、必要書類が全て揃っていることが確認できた団体から、先着順に申請書の受付とします。

○ 審査方法

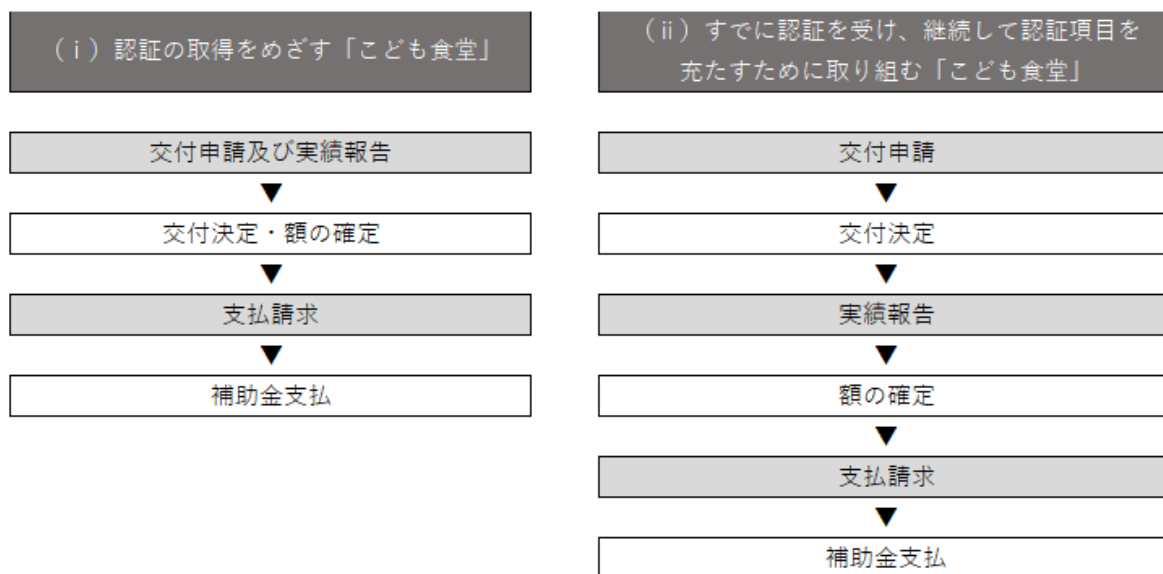
次を満たしていることを選定条件として、書面審査により、補助団体を決定します。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

- ・申請団体が「対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・補助金充当経費が「対象事業費」の要件を全て満たしていること

○ 補助金の交付決定結果

補助金の交付決定の可否については、申請団体すべてに通知します。（予算額に限りがありますので、申請状況に応じ、交付決定額を調整する場合があります。）

8 補助事業の流れ



9 留意事項

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。

【問い合わせ・応募先】

奈良県 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-8678 / FAX 0742-27-8107
メール kodomo@office.pref.nara.lg.jp